

障害者プラン（中間見直し）への「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」 第 8 条に基づく本県計画の位置付けについて

1 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（通称：読書バリアフリー法）について

(1) 法律の目的

「読書バリアフリー法」（令和元年 6 月施行）は、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 地方公共団体の推進計画（努力義務）

同法第 8 条において、地方公共団体は、国の基本計画を勘案して、当該団体における推進計画を定めるよう努める（努力義務）とされている。（以下、「読書バリアフリー計画」という。）

(3) 国の基本計画

国は同法に基づき「基本計画」を策定しており（第 2 期：令和 7 年度～令和 11 年度）、施策の方向性等を示している。

【国基本計画における施策の方向性】

- ①視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（法第 9 条関係）
- ②インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（法第 10 条関係）
- ③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（法第 11 条関係）
- ④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（法第 12 条関係）
- ⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（法第 13 条関係）
- ⑥端末機器等及びこれらに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援（法第 14 条・第 15 条関係）
- ⑦アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（法第 16 条関係）
- ⑧製作人材・図書館サービス人材の育成等（法第 17 条関係）

2 「いばらき子ども読書活動推進計画」と「障害者プラン」に位置付ける理由

- 本県読書バリアフリー計画については、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年 12 月施行）に基づき策定している「いばらき子ども読書活動推進計画（第五次推進計画）」（令和 8 年 3 月策定）において、多様な子どもの読書活動を推進する方策として、読書バリアフリー法第 9 条及び第 10 条、第 17 条に係る取組を記載し、本県読書バリアフリー計画の一部を構成するものとして位置付けている。
- 一方、視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、読書関連施策だけでなく、当事者支援（相談・伴走）や社会参加、関係機関との連携など、福祉施策と一体で進める必要がある。
- 「いばらき子ども読書活動推進計画」は「子ども」が対象であることから、本県読書バリアフリー計画を障害者プランにも位置付けることで、福祉政策と併せて、全ての視覚障害者等を対象とした読書活動の推進を図る。

＜参考：いばらき子ども読書活動推進計画（第五次推進計画）の主な記載（一部抜粋）＞

【県立図書館】（法第9条、第17条関係）

- ・県内図書館全体の職員を対象とした、経験年数や職能等に応じたきめ細かい研修を実施することで、資質の向上を図ります。また、多様な子どもの個別最適な読書環境の提供や子どもの視点に立った読書活動の推進等について理解促進を図ります。
- ・障害等により来館が困難な子どもに対しては、郵送により資料の貸出を行います。また、フリースクールや病院等に対しては、学校図書館支援用図書（貸出図書パック）や団体貸出により支援するなど、多様な子どもたちの読書に親しむ機会を提供します。

【市町村立図書館等】（法第9条関係）

- ・子どもの発達段階に応じた資料やアクセシブルな書籍・電子書籍、外国語児童資料等の整備・提供、読書支援機器等の整備、多言語対応等による多様な子どもたちの読書機会の確保

【小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等】（法第9条、第10条関係）

- ・特別な教育的支援を必要とする子どもが豊かな読書活動を体験できるように、子どもの実態に応じた選書やアクセシブルな書籍の充実、環境の工夫、機器の活用等を図ります。
- ・視覚障害者等情報総合ネットワーク「サピエ」の活用により、県立点字図書館の点字データをはじめ、学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用に努めます。

3 他都道府県の計画策定状況（R7.2.1時点）

(1) 策定状況

47 都道府県中 38 団体が策定済み（策定率：80％）。

(2) 計画の位置付け

独立した計画として策定	13
読書活動推進計画の一部に位置付け	3
障害者施策推進計画等の一部に位置付け	20
子ども読書活動推進計画と障害者施策推進計画の両方の計画の一部に位置付け	2

4 県の実施（主な取組の一例）

県立図書館	○アクセシブルな書籍等の収集、貸出。（大活字本、点字図書、LLブック、DAISY 資料等） ○来館が困難な利用者への郵送による資料の貸出。 ○ボランティアによる対面朗読サービスの提供。 ○拡大読書器、ルーペ、リーディングトラッカーの館内貸出。 ○視覚障害者等情報総合ネットワーク「サピエ」の活用。
県立点字図書館	○アクセシブルな書籍等の収集、製作及び貸出。（点字図書、DAISY 資料、テープ図書等） ○点訳奉仕員及び音訳（朗読）奉仕員の養成講習会の実施。 ○視覚障害者等情報総合ネットワーク「サピエ」の周知及び利用に係る問合せへの対応等。

5 障害者プランへの記載の方向性（案）

記載するページ	記載内容の方向性
第1章 計画の策定にあたって 2 計画の概要 （1）計画の性格（p. 8）	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律に定める「県計画」の一部を構成するものとして位置付ける旨を記載。
第3章 施策の展開 Ⅱ 質の高い保健・医療・福祉の充実をめざして 2 福祉の充実 （6）情報バリアフリーの推進（p. 72）	現在の取組状況、今後の取組方針等について記載。

※記載の方向性や内容詳細等については、今後、障害福祉課と調整するとともに、茨城県図書館協議会にも意見を伺いながら決定していく。